

復興特別所得税に関するお知らせ

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が平成 23 年 12 月 2 日付けで公布されたことを受け、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの 25 年間について、所得税額に対して 2.1% の復興特別所得税が付加されることになりました。

このため、平成 25 年 1 月 1 日以降に支払われる預金利息や公社債の利子のほか、投資信託の解約・譲渡益や分配金の所得税額に対しても、復興特別所得税が付加されます。

* 復興特別所得税を付加した税率(平成 25 年 1 月 1 日以降)

	平成 24 年 12 月 31 日 まで	平成 25 年 1 月 1 日 ~ 平成 25 年 12 月 31 日	平成 26 年 1 月 1 日 ~ 平成 49 年 12 月 31 日
預金の利息	20%	20.315%	
公社債の利子 公社債投資信託の 解約益・分配金	(国税 15%) (地方税 5%)	(国税 15.315%) (地方税 5%)	
株式投資信託の 譲渡益・分配金	10% (国税 7%) (地方税 3%)	10.147% (国税 7.147%) (地方税 3%)	20.315% (国税 15.315%) (地方税 5%)

上記は、東春信用金庫で源泉徴収を行う主な金融商品について記載しています。今後税制が改正された場合は、内容が変更となる場合があります。記載されている内容は一般的なものです。課税の詳細については、お住まいの管轄税務署にご確認ください。

平成 24 年 7 月

